

ヒアリ対応マニュアル(発見ケース別フロー&チェックシート)

Ⅲ. コンテナヤード、滑走路、保税倉庫等の舗装面・建物内・周辺緑地等で発見

<定期点検(日常)等>

ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

【警戒区域】

① コンテナヤード、滑走路、保税倉庫(港湾等内)などで定期的にアリ類等の有無を点検

疑わしいアリ類の確認なし

② 特別監視区域は1週間~10日に1回程度、他の区域は月1回程度の点検継続

疑わしいアリ類を発見

港湾事業者等

③ 港湾等管理者へ連絡

〔 港湾等管理者の指示又は協力により④~⑩を実施 〕

④ 生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫

⑤ 殺虫したアリ類(死骸を含む)を同定用に採取

⑥ 発見現場・アリ類の写真(接写モード等)を撮影

専門家によりヒアリと確認

⑨ 点検、調査等で殺虫したアリ類等はすべて採取し、県又は環境省へ提出し、同定を依頼

⑦ 発見したアリ類の簡易同定を実施
※肉眼で可 「3 同定方法」参照

ヒアリの疑いあり

⑩ 発見場所周辺の日視点検、ベイト剤設置に併せ、可能な限り現場への立入りを制限

⑧ 関係機関へ連絡
・ヒアリ相談ダイヤル(環境省)
☎0570-046-110
・中国四国地方環境事務所
☎086-223-1561
・岡山県自然環境課
☎086-226-7310

⑪ 港湾・空港・倉庫等の施設管理者又は県、環境事務所と対応を協議
a. 侵入経路、原因コンテナ等の特定、追跡調査
b. 原因及び周辺コンテナ、積荷等の移動制限及び調査
c. 発見場所周辺の分布確認調査(粘着トラップ等)

ヒアリ確認後

⑫ 運送貨物取扱業者など関係者の了解、協力を得て、⑪ a. b. c. を実施
※原因コンテナ及び周辺等の調査については「5 調査方法」参照

⑬ 特定された侵入経路等の関係事業者、荷主等へ注意喚起
※併せて、施設内のすべての関係事業者にも注意喚起



⑭ 調査に併せて、発見場所周辺にベイト剤を設置
※調査で、新たにアリ類等が発見したら③へ戻る

⑮ 侵入経路等の特定や調査などで問題なければ、移動制限等は解除

<モニタリング調査等(1か月程度)>

⑯ 1週間~10日に1回程度の調査/ベイト剤設置

※新たに発見→③へ

Ⅲ. コンテナヤード、滑走路、保税倉庫等の舗装面・建物内・周辺緑地等で疑わしいアリ類を発見した場合

<マニュアル対象者>

【警戒区域】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 運送貨物取扱業者（フォワーダー） ・ 荷主 ・ 倉庫業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷役業者 ・ 運送業者 ・ 通関業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理運営会社 ・ 空港施設管理者
--	--	---

<手順>

※ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

①	<p>コンテナヤード、滑走路、保税倉庫(港湾内等)などで定期的にアリ類等の有無を点検する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目視又は粘着トラップ等により定期点検を実施する。 ・ 緊急用にエアゾール式殺虫剤を準備しておく。
②	<p>特別監視区域では1週間～10日に1回程度、他の区域は月1回程度の定期点検を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別監視区域の場合は他に生息している可能性が高いので週1回を目途に調査する。 ・ 特別監視区域での調査で1ヶ月以上新たに発見されなかった場合は、通常点検に戻す。 ・ 警戒区域や準警戒区域の通常点検は月1回程度の実施とする。(冬場の頻度減は可)
③	<p>港湾等管理者へ連絡する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾等管理者から、緊急駆除等の防除について指示を受ける。 ・ 必要に応じ港湾管理者の協力を受けて、⑤～⑪の作業を実施する。
④	<p>生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目視できた個体はエアゾール式殺虫剤又は液剤によりすべて殺虫する。 ・ コンテナの扉付近に注意し、コンテナ外に逃げ出さないようにする。
⑤	<p>殺虫したアリ類(死骸を含む)を同定用に採取する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「3 同定方法」のサンプル採取手順を参照
⑥	<p>発見現場・アリ類の写真(接写モード等)を撮影する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発見箇所が特定できるよう、現場写真を撮っておく。 ・ アリ個体はデジカメの接写モード等で出来るだけピントを合わせて撮影する。 ・ ヒアリの特徴である触角や2節(こぶ)の腹柄、背中トゲの有無等が分かるよう、様々な角度から撮影する。
⑦	<p>発見したアリの簡易同定を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肉眼又はルーペ等で確認できる範囲で「疑わしい」かどうかを判別する。 ・ 「3 同定方法」のスクリーニング手順を参照
⑧	<p>関係機関へ連絡する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易同定でヒアリの疑いがある場合は、すぐに連絡する。
⑨	<p>点検、調査等で殺虫したアリ類等はすべて採取し、県又は環境省へ提出し同定を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死骸を潰さないよう集めて採取し、環境事務所等へ持ち込み同定を依頼する。 ・ 可能な限り、当初の発見個体及びその後の調査等での発見個体のすべてを採取する。
⑩	<p>発見場所周辺の目視点検、ベイト剤設置に併せ、可能な限り現場への立入りを制限する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリの生き残りがいないか目視で点検するとともに、念のためベイト剤を設置する。 ・ ヒアリ拡散及び人的被害防止のため、発見場所周辺は可能な限り立入りを制限する。 ・ 立入制限について、港湾関係者に速やかに周知する。
⑪	<p>港湾・空港・倉庫等の施設管理者又は県、環境事務所と対応を協議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な防除措置と拡散防止のため、出来るだけ速やかに侵入経路の特定の必要がある。 ・ 現場状況に応じ、コンテナや積荷等の移動制限の必要性、調査の段取り等を協議する。 ・ 原因コンテナの調査のほか、ヒアリ拡散の有無を確認するため、周辺コンテナや積荷等の調査、粘着トラップ等による発見場所周辺の分布確認調査を実施する必要がある。 ・ 運送貨物取扱業者や荷主等の関係者との交渉等についても協議する。
⑫	<p>運送貨物取扱業者など関係者の了解、協力を得て、⑪ a. b. c. を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の了解が得られない場合は、再度、施設管理者や県、環境事務所と協議する。 ・ コンテナ等及び発見場所周辺等のヒアリ調査については「5 調査方法」を参照
⑬	<p>特定された侵入経路、経由地等の関係事業者、荷主等へ注意喚起を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定された侵入経路による貨物等について荷主等に注意喚起する必要がある。 ・ 侵入経路の経由地で貨物が一時的に留置された場所等の関係者等へも注意喚起する。 ・ 侵入経路等が不明な場合、既に拡散している場合等を想定し、施設内のすべての関係者にも注意喚起しておく。
⑭	<p>調査に併せて、発見場所周辺にベイト剤を設置する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発見場所周辺の調査に併せて、ヒアリ拡散防止のため、ベイト剤を設置する。 ※調査で生きたアリ類(死骸を含む)等が発見した場合は、③へ戻る。
⑮	<p>侵入経路等の特定や調査などで問題がなければ、移動制限等は解除する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテナや積荷の移動制限及び立入制限は、侵入経路特定の状況及び⑪ b. c. の調査結果を踏まえて解除する。(念のため、施設管理者又は県、環境事務所と協議のこと。)
⑯	<p><周辺モニタリング調査等(1か月程度)> 1週間～10日に1回程度の調査/ベイト剤設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発見場所周辺でヒアリの生息調査を行う。(1週間程度を目安に1か月継続する) ・ ヒアリ定着及び拡散防止のため、ベイト剤設置を2週間～1か月程度ごとに行う。